

広島県告示第二百六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十一年三月十三日認可した。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八番八一号

二 免許番号

内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

三 変更の内容

太田川漁業協同組合内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

第五種共同漁業権遊漁規則の一部を改正する規則

第五条第一項中「あゆを対象とする遊漁については、」を削り、「それぞれイ欄に掲げる期間中はしてはならない。」を「イ欄の漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。」に改めるとともに、同項の表を次のように改める。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
高瀬堰から下流 30m までの区域	全漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
津伏堰から下流 30m までの区域	あゆについての 全漁具・漁法	あゆ解禁日から6月30日まで

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。